

南島原市地域クラブサポートセンター役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、南島原市地域クラブサポートセンター（以下「当団体」という。）の規約第14条第1項の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 2 役員とは、規約第6条に規定する者をいう。
- 3 役員報酬等とは、当団体が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 会長及び副会長、理事長、理事、監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 事務局長、地域クラブコーディネーター、事務局員の給与等については別途、事務局規定に定める。

(公表)

第4条 この規程に定める役員報酬等は、これを公表する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会を経て行うものとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

この規程は、令和7年7月14日から施行する。

（令和7年7月14日議決）